

Fight!
Fukushima!

がんばろう
ふくしま!

浜通り

週刊 避難者応援情報紙
2月8日発行

Vol.40

さんじょうライフ



この紙面は、皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。

南相馬市HP「写真で見る東日本大震災」より

紅梅ふれあい会と意見交換会

【2月2日】小高区の住民グループ「紅梅ふれあい会」（斎藤幸子会長）との意見交換会が道の駅南相馬で開かれ、約130人が出席しました。

交換会では、桜井市長が、原発事故の避難区域の変更の見通しや、インフラ整備計画、補償問題相談窓口開設などについて説明しました。

住民からは、早急な水道の整備、小高区の情報不足など、意見や要望がありました。



大勢集まった意見交換会



あいさつする市長



質問する参加者



市担当者の説明

目次

●南相馬市HP「写真で見る東日本大震災」

- ・紅梅ふれあい会と意見交換

----- 1

●被災自治体News

南相馬市	-----	3
浪江町	-----	6
双葉町	-----	8
大熊町	-----	10
富岡町	-----	12
川内村	-----	13
いわき市	-----	15
福島市	-----	16
郡山市	-----	16
本宮市	-----	17
西郷村	-----	18
福島県	-----	19

●東京電力からのお知らせ

- ・警戒区域内にある自動車に対する賠償の開始について

----- 20

●三条市News

- ・避難生活に関する支援等の説明会の開催

----- 21

●厚生労働省からのお知らせ

- ・冬の運動不足に注意しましょう

----- 22・23

●「交流ルームひばり」からのお知らせ

- ・新潟NPO協会情報誌「FLIP」

----- 22

- ・ひなまつり食事会

----- 24

南相馬災害FM HP「今週の南相馬」より

小高区の復興と原子力損害賠償申し立てについて

【2月5日】原町区のゆめはっとで、「小高区の復興と原子力損害賠償申し立てについて」と題する集まりが開かれました。

小高区の行政区長連合会が開いたもので、会場には約1,500人が集まりました。

警戒区域の解除・再編を前に、小高を今後どのようにして復興させていくべきか、そして原発事故による損害に対して、集団で賠償を求めていくための申し立てについての説明会が主な内容でした。



南相馬市民の避難状況

2012.2.2現在

都道府県	避難者数	都道府県	避難者数	都道府県	避難者数	都道府県	避難者数
福島県	8,174	秋田県	167	福岡県	28	熊本県	9
宮城県	2,948	長野県	166	沖縄県	28	岡山県	8
山形県	1,664	北海道	153	島根県	23	香川県	6
新潟県	1,411	福井県	132	広島県	23	和歌山県	4
東京都	1,164	岩手県	131	岐阜県	22	佐賀県	4
埼玉県	1,092	静岡県	112	滋賀県	22	奈良県	3
茨城県	899	愛知県	79	長崎県	20	徳島県	3
千葉県	777	青森県	76	大分県	20	高知県	3
神奈川県	638	京都府	73	富山県	19	宮崎県	2
栃木県	636	大阪府	67	三重県	14	鹿児島県	1
群馬県	445	兵庫県	65	鳥取県	11	山口県	0
山梨県	204	石川県	41	愛媛県	11	※海外	17
						合計	21,615

被災自治体 問い合わせ先一覧

市町村名	電話番号	以下の町村は役場機能が移転しています
南相馬市	0244-24-5232	浪江町:男女共生センター内 (二本松市郭内一丁目196-1)
浪江町	0243-62-0123	双葉町:旧騎西高校 (埼玉県加須市騎西598-1)
双葉町	0480-73-6880	大熊町:会津若松市役所追手町第二庁舎内 (会津若松氏追手町2番41号)
大熊町	0242-26-3844	富岡町:郡山市大槻町西ノ宮48-5
富岡町	0120-33-6466	川内村:ビッグパレットふくしま内 (郡山市南二丁目52番地)
川内村	0120-38-2119	
いわき市	0246-25-0500	
福島市	024-525-3793	
郡山市	024-924-7101	
本宮市	0243-33-1111	
西郷村	0248-25-1111	

三条市に避難している世帯数(2012.1.29現在)

市町村名	世帯数
南相馬市小高区	50
南相馬市原町区	13
南相馬市鹿島区	1
浪江町	11
双葉町	4
大熊町	2
富岡町	3
川内村	2
いわき市	5
福島市	1
郡山市	9
本宮市	1
西郷村	1



南相馬市からのお知らせ

被災者支援のための何でも相談会

2月2日HP更新

南相馬市では、昨年8月から12月まで道の駅「南相馬」で実施しておりました「被災者支援のための何でも相談会」を今年2月からは下記のとおり実施いたします。

損害賠償、相続、税金、社会保険、土地家屋の調査・登記など専門家が皆様からのさまざまな相談に応じます。

相談は無料です。困っていること、知りたいことなど何でもご相談ください。

相談日程

曜日	関係機関
月曜日	土地家屋調査士・社会保険労務士
火曜日・木曜日	司法書士・行政書士
水曜日・金曜日	弁護士・税理士

相談時間 14時～16時(2時間)

場所 南相馬市放射線対策総合センター
(原町区萱浜 県立テクノアカデミー浜東隣)

相談料 無料

相談内容

相談内容	関係機関
被災に伴う賠償問題、相続問題、借家契約等	福島県弁護士会
土地建物の登記・供託・訴訟などの手続き等	福島県司法書士会
土地や家屋に関する調査・測量・申請手続き等	福島県土地家屋調査士会
行政機関に関する申請書類の作成、提出手続き等	福島県行政書士会
各種税金の申告・申請・税務書類の作成等	福島県税理士会
社会保険の加入、拠出、給付の手続き等	福島県社会保険労務士会

※受け付け多数の場合には、終了時間前に受け付けを終了することもありますのでご了承ください。

主催 南相馬市・南相馬市災害対策本部

問い合わせ

市民生活部 防災安全課

TEL: 0244-24-5232

FAX: 0244-23-0311

市民の内部被ばく検診「ホールボディカウンター(WBC)による」の結果

2月3日HP更新

2011年7月11日より検診を開始し、2012年1月27日で検診者数は10,000名を超えました。今回は2011年9月26日から12月27日までキャンベラ社製WBCで行った検診結果を公表いたします。

● キャンベラ社製WBCで測定した小・中学生579名の結果

検出限界以下が361名(62.35%)、検出者が218名(37.65%)で、検出者中214名(36.9%)と大部分は20Bq/kg以下であり、20Bq/kg以上4名0.69%、30Bq/kg以上1名0.17%、40Bq以上はみられませんでした。

● キャンベラ社製WBCで測定した高校生以上4,745名の結果

検出限界以下が2,802名(59.05%)、検出者が1,943名(40.95%)で、検出者中1,774名(37.39%)と大部分は20Bq/kg以下であり、20Bq/kg以上169名(3.56%)、30Bq以上68名(1.43%)、40Bq以上31名(0.65%)、50Bq以上は16名(0.34%)でありました。最高値は110.7Bq/kgでありました。50年預託実行線量で1mSvを超えたのは1名のみで1.069mSvでした。

● チェルノブイリ事故5～10年後のロシア、ウクライナ、ベラルーシのWBC検査結果

※ホームページに掲載されています。

この結果と比べると南相馬市民の内部被ばく量が極めて少ないことが一目瞭然です。

● キャンベラ社製WBC以外の機種で検出された6名とキャンベラ社製WBCで検出された4名の計10例中、再検を実施した8例の結果

8名すべて再検時、放射エネルギーが減少しています。

● 成人で50Bq/kg以上16名中、再検を実施した13名の結果

13名すべて再検時、放射エネルギーが減少しています。

● 検査時期による小児の検出頻度

2011年9月、10月に検診を行った527名と2012年1月に検診を行った386名を比較すると、今年1月では検出限界以下の割合が90%以上に増えています。再検結果と合わせて、現在のところ小児では、食物による内部被ばくは、ほぼ無いと推測されます。

問い合わせ

南相馬市立総合病院
TEL: 0244-22-3181
FAX: 0244-22-8853

【参考】

単位原子



α、β、γ線 / 秒=1ベクレル (Bq)

放射線を出す原子は放射性同位元素と呼ばれ不安定で別の原子に変わる性質があり、1秒間に1個、原子が崩壊すると放射能の単位で1ベクレル(Bq)です。WBCは体全体で1秒間に何個の原子の崩壊が起こっているか核種ごとに測定しています。

原発事故とは関係なく自然に人の体にはカリウム40という放射性物質があり、平均55Bq/kgです。50kgの人では、2,750Bq存在します。

事故とは関係なく人は食物から0.29mSv/年、空気の吸入(ラドン)により1.26mSv/年、合計1.55mSv/年の内部被ばくを受けています。

キャンベラ社製WBCの検出限界値 Cs134:210~270Bq、Cs137:250Bq(検出限界値は周囲の環境により変化します)

第2回合同就職面接会 in 南相馬の開催について

2月6日HP更新

市では、東日本大震災からの産業の復旧・復興ため、人材を求める地域内事業所と地元への就職を希望する求職者のマッチングを図るため、下記のとおり合同就職面接会を開催いたします。

● **開催日時** **2月10日(金)** 13時30分から16時 (入場受付12時30分から)

● **場 所** ロイヤルホテル丸屋
(南相馬市原町区旭町2-28)

● **参加企業** 相双地域関連企業43社
※平成24年2月6日現在



● **対象者** 地元企業への就職を希望する
平成23年度学校卒業予定の方及び一般求職者
※年齢制限はありません。



問い合わせ

商工労政課 TEL: 0244-24-3650

★今週号折り込みチラシをご覧ください。



浪江町からのお知らせ

医療費一部負担金の免除期間延長のお知らせ

2月8日HP更新

浪江町国民健康保険および後期高齢者医療保険の被保険者の方々に現在実施されている医療費の一部負担金免除措置につきまして、**3月1日から1年間(平成25年2月28日まで)延長されることになりました。**

ただし、入院時食事療養費と入院時生活医療費の標準負担額および医療費(柔道整復師・あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師の施術費、治療用装具費)の自己負担額の免除は平成24年2月29日分までで終了となります。

3月1日以降医療機関を受診する場合は、これまで同様、保険証のみを提示して受診することで一部負担金が免除されます。(平成24年9月30日までは免除証明書は不要です。10月1日以降取扱いが変わる場合は、あらためてお知らせいたします。)

なお、この制度は、保険診療にかかる法定負担分(3割・1割など)の免除措置であり、保険外診療分は通常どおり自己負担となりますので、ご注意ください。

● 免除を受けることができる期限と対象者

東京電力福島原発事故による警戒区域等のすべての住民の方

(震災発生後、他市町村に転出した方を含む)

■■■■➡ **平成25年2月28日まで**

免除証明書

全国健康保険協会(協会けんぽ)にご加入の方は、有効期限に「平成24年2月29日まで」と記載されている免除証明書でも、引き続き使用することができます。

浪江町国民健康保険および後期高齢者医療保険にご加入の方は平成24年9月30日まで免除証明書の提示は不要です。(免除証明書は発行していません。)

その他の医療保険に加入の方で免除証明書に関してご不明な点があれば、ご加入の医療保険の保険者へお問い合わせください。

問い合わせ

健康保険班 国保年金係 TEL: 0243-62-0123

★今週号折り込みチラシをご覧ください。

町民の皆さまへ(町長からのメッセージ)

2月7日HP更新

「町成人式」と「町消防団出初式」に思う

今年の震災発災より間もなく1年になります。長い悔しい避難生活が続いております。

原発事故の「冷温停止」状態が「維持されておりますが、今後燃料棒の取り出し汚染水の処理など、長期間にわたる難問を抱え、困難な作業が続き「事故収束」までの道のりは遠いようです。

さて、年が改まった1月8日、二本松市内において220名の成人を祝う「浪江町成人式」を挙行了しました。これからの社会を担う若人たちの元気な姿、震災を忘れさせる笑顔が印象的であり、しかも震災から立ち上り復興に向ける沈黙の意志が「成人者の顔」に出ており、勇気づけられました。心より洋々たる前途を祝福し、お祝いを申し上げたところです。

また、同日、浪江町消防団の出初式が行われ、180名の団員が一同に会し検閲を行い、式典の中では、参加者全員で殉職消防団員に哀悼の誠を捧げました。これからも「浪江町消防団魂」を持ち続け、日々精進していただきたいと存じます。

次に、去る12月18日、枝野・細野・平野各大臣より放射線量による「避難区域」の見直し案が提案され、年間20ミリシーベルトを「避難指示解除準備区域」、20ミリから50ミリシーベルトを「居住制限区域」、50ミリシーベルトを超える区域を「帰還困難区域」に分け、居住できる目安等を説明しましたが、唐突な提案で、損害賠償も解決されず、日々の生活がままならない現状認識もされないままの制限解除には意味がないと考えます。さらに、除染モデル事業の実施中であり、その評価さえ出ていない段階で提案することは早計すぎると思います。政府に対しては、詳細な線量マップの提示と日々の暮らしと生業ができる社会環境整備の具体案を提示することを要請しております。

「戻れる人」「戻れない人」のそれぞれの視点を尊重しながら「町民の絆」を大切に、町民の皆さまの支援をしております。

寒風の中くれぐれもご身体をご自愛下さることをお祈りします。

平成24年2月1日

浪江町長 馬場 有

仮設住宅の空間放射線量測定結果(桑折町、福島市)(2月2日測定)

2月2日HP更新

測定地:地上高H=1.0m 単位:μSv/h

測定地	測定値 (12/28)	測定値 (1/12)	測定値 (1/19)	測定値 (1/25)	測定値 (2/2)
桑折駅前仮設住宅(第一集会所)	0.09	0.10	0.10	0.10	0.12
桑折駅前仮設住宅(第二集会所)	0.12	0.13	0.14	0.12	0.13
桑折駅前仮設住宅(第三集会所)	0.14	0.15	0.16	0.15	0.16
宮代第二仮設住宅	0.20	0.20	0.22	0.20	0.17
宮代第一仮設住宅 集会所	0.24	0.24	0.24	0.22	0.22
北幹線第一仮設住宅(北集会所)	0.14	0.14	0.13	0.11	0.12
北幹線第一仮設住宅(南集会所)	0.14	0.14	0.15	0.12	0.12
笹谷東部仮設住宅(東集会所)	0.18	0.17	0.21	0.20	0.16
笹谷東部仮設住宅(西集会所)	0.20	0.25	0.24	0.22	0.21
南矢野目仮設住宅(北集会所)	0.14	0.13	0.14	0.11	0.11
南矢野目仮設住宅(南集会所)	0.10	0.10	0.11	0.10	0.09
森合仮設住宅 集会所	0.30	0.31	0.30	0.29	0.30
しのぶ台仮設住宅 中央	0.07	0.10	0.12	0.10	0.11
旧佐原小学校仮設住宅 中央	0.10	0.08	0.08	0.05	0.08



双葉町からのお知らせ

大震災(3月11日)以降の動向調査の実施について

2月2日HP更新

※動向調査書はいつでも受け付けております。

双葉町では、将来、起こりうる健康への被害と原子力発電所の事故による放射線被ばくとの関連の資料とすることを目的として動向調査を実施しております。

放射線被ばくによる健康への影響がどの程度なのか、今度どの程度の健康被害が発生するのかは現段階ではわかりません。そのため、皆さまが地震と原発事故直後から3月中どこにいたのか、記録に残すことは大変重要なことです。

ご協力よろしくお願いたします。

問い合わせ

双葉町埼玉支所 健康福祉課健康づくり係
TEL: 0480-73-6899

町民の皆さまへ(町長メッセージ)

2月2日HP更新

新しい年を迎え、町民の皆さまには、どのようなお正月を過ごされたでしょうか。例年ですと元日には、家族そろって双葉の海岸に出かけ、初日に向かって両手を合わせ、無病息災、一年が素晴らしい年になるよう祈願したのではないのでしょうか。

しかし、今年は、長期にわたる避難生活で身も心も疲労が極限に達している中、追い打ちをかけるように年明け早々、国から除染で生じる土壌などを保管する中間貯蔵施設を双葉郡内に設置したいという要請がありました。それも中間貯蔵施設の候補地として大熊、双葉両町の周辺を軸に検討したいということでもあります。事前の説明もなく、あまりにも唐突な話であり、必ず双葉町に戻れるという私達の期待をも奪い去り、永久に故郷・双葉町を失う危機に立たされています。そして、今や原発事故による避難のため、弱者となった双葉郡内の人を平気で切り捨てるような国のやり方に強い憤りを覚えてなりません。このような状況に鑑み、今後も中間貯蔵施設の設置には、町民の皆さまの意見を聴きながら慎重に対応してまいりたいと考えています。

一方、原発事故による損害賠償についてであります。すでに町民の皆さまに「やさしい原発事故損害賠償申出書」を送付し、弁護士による説明会を開催しているところであります。双葉町では、町民の皆さま一人ひとりが納得のいく損害賠償請求ができるよう努力を惜しまない覚悟でおりますので、積極的に説明会に参加され、納得の上で請求されますようお願いいたします。

このように年の始めから私達の心を痛める状況が続いていますが、今年も成人式を執り行いました。全国各地に避難されているにもかかわらず、64の方が集い、厳粛の中にも和やかな雰囲気の中で式典が挙行されました。故郷を離れての成人式でしたが新成人一人ひとりの表情から双葉町を愛してやまない心を感じとることができました。そして、これからの双葉町を支え、復興・再生の原動力となるのは、若い人のエネルギーと柔軟な発想力であることを強く感じた次第であります。

どうか町民の皆さま、若い人たちと双葉町の明日を共に考え、話し合い、笑顔あふれる元気な双葉町を一緒に創っていきましょう。

平成24年2月1日

双葉町長 井戸川 克隆

福島第一原子力発電所20km圏内の空間放射線量率の測定結果について

2月2日HP更新

No.	測定位置箇所（原発からの方位・距離）	1/24測定値 (μ Sv/h)	H24.3.11時の 積算線量推計値 (mSv)
8	長塚：JAふたば営農センター付近（北北西4.8km）	23.6	163.3
10	長塚：双葉町体育館付近（北北西4.1km）	6.3	58.9
11	新山：牛踏交差点付近（北西3.5km）	4.1	27.9
18	寺沢：寺松公民館付近（北西7.0km）	6.3	41.6
22	前田：(株)サンリツ入口付近（西北西3.6km）	8.9	53.1
27	石熊：石熊公民館付近（西7.3km）	17.8	116.5
28	山田：国道288号線双葉バラ園入口付近（西7.1km）	10.2	64.2

問い合わせ

文部科学省 原子力災害対策支援本部

TEL: 03-5253-4111(内線4604、4605)



大熊町からのお知らせ

一時立入りにおける「ペット(犬・猫)の持ち出し」について

2月1日HP更新

一時立入りでは、食品、飲み薬、飲料など経口摂取するもの、動物、屋外のものの持ち出しは原則禁止しています。

ただし、以下の条件を満たす場合、住民自らがペットを持ち出すことができます。

- (1) 自家用車による一時立入りであること(車の持ち出しを含む)
 - (2) 「犬」もしくは「猫」であること。(ただし、死骸の持ち出しは禁止します。)
 - (3) 立入者自身の犬・猫であること。(他人の犬・猫の持ち出しは禁止します。)
 - (4) 捕獲・移送・今後の飼育等を自らの責任で実施できること。
- ※ ケガや汚染の可能性を高めるような行動がないようお願いします。

自らのペットを発見・保護できなかった場合

行政が後日、保護しますので「相双保健福祉事務所」へご相談ください。
 ご相談の際、犬・猫のいた住所、毛色や雄雌などの性状、飼い主の方のご連絡先などについてお知らせください。

問い合わせ

相双保健福祉事務所 TEL: 0244-26-1339

一時帰宅3巡目(2月)の日程について

2月3日HP更新

大熊町では、2月12日(日)より3巡目の一時帰宅が実施されます。

一時帰宅日程

- 2月12日(日)
- 2月16日(木)
- 2月24日(金)
- 2月29日(水)

※3月の日程については、決まり次第お知らせします。

一時帰宅順序

- | | | | |
|---------|---------|---------|---------|
| 1 野上1区 | 6 大野1区 | 11 熊2区 | 16 小入野区 |
| 2 野上2区 | 7 大野2区 | 12 熊3区 | 17 大和久区 |
| 3 下野上1区 | 8 大川原1区 | 13 町区 | 18 夫沢1区 |
| 4 下野上2区 | 9 大川原2区 | 14 熊川区 | 19 夫沢2区 |
| 5 下野上3区 | 10 熊1区 | 15 野馬形区 | 20 夫沢3区 |
| | | | 21 中屋敷区 |

問い合わせ

相双保健福祉事務所 TEL: 0244-26-1339

福島第一原子力発電所20km圏内の測定結果について

2月2日HP更新

No.	住所(測定位置)		空間線量率(μ Sv/h)							線量計
			12/13	12/20	12/26	1/6	1/12	1/19	1/26	
23	夫沢	西北西約2.5km	17.6	17.1	17.5	18.0	18.7	19.5	18.6	NaI
25	野上	西約14km	3.1	3.2	3.0	3.1	2.3	2.3	-	NaI
26	野上	西約11km	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	3.1	2.7	NaI
29	夫沢	西約2.5km	52.9	52.9	52.9	51.6	50.5	48.9	49.9	IC
30	夫沢	西約2.5km	22.7	22.9	22.6	24.4	24.5	24.5	23.7	NaI
34	大川原	西南西約8km	2.5	2.4	2.6	3.2	3.2	3.1	3.2	NaI
35	野上	西南西約7km	10.2	9.1	9.9	12.4	12.0	12.4	12.4	NaI
36	下野上	西南西約5km	20.2	26.4	10.3	9.4	9.6	8.8	8.2	NaI
37	夫沢	西南西約3km	65.4	65.1	65.1	68.8	65.6	66.7	65.4	IC
38	小入野	西南西約3.5km	7.0	6.4	7.3	8.2	8.2	8.3	8.3	NaI
47	熊川	南南西約4km	29.8	29.2	28.4	30.0	30.6	30.7	30.0	IC
50	熊川	南約4km	16.4	16.9	16.4	18.8	17.7	16.9	17.6	NaI



富岡町からのお知らせ

町内の放射線量

2月6日HP更新

富岡町が独自に実施した1月の町内空間放射線量の測定結果をお知らせします。
測定は、町内72地点を2回に分けて行いました。

単位:マイクロシーベルト/時

測定場所	1月13日		測定場所	1月17日	
	地上1m	地上1cm		地上1m	地上1cm
小浜住宅団地内公園前	6.65	9.51	下千里消防屯所	4.86	6.07
双葉環境センター	3.23	4.11	上千里消防屯所	3.55	4.74
NHK電波塔入口(浜街道)	5.86	10.20	杉内消防屯所	3.60	4.64
深谷集会所	8.21	12.00	第二工業団地入口	4.82	6.09
赤坂神社前	9.35	12.80	高津戸集会所	8.32	11.40
太平洋ブリーディング前	17.90	29.10	富岡第二中学校	5.59	5.71
みよし前交差点	11.80	19.20	新夜ノ森集会所	9.06	13.30
富岡自動車学校前	10.80	19.30	夜ノ森公園	7.48	11.10
リフレ富岡	11.10	16.40	松の前待避所	15.60	23.30
東洋育成園前	5.12	7.16	小良ヶ浜集会所	10.60	14.80
富岡インター駐車場	5.87	6.61	町境(小良ヶ浜地区)	7.45	10.40
上手岡児童館	4.25	5.25	深谷消防屯所	8.79	13.10
横須賀商店前	2.67	3.53	富岡野球場	8.60	10.90
館山荘前	5.01	5.55	観陽亭前	1.37	1.50
夜の森つつみ公園	6.54	10.10	富岡合同庁舎西側	4.24	5.77
総合グラウンド東側駐車場	7.41	11.60	富岡養護学校	5.88	8.02
華の樹前	8.92	13.20	老人福祉センター	8.73	12.20
宝泉寺前	5.47	8.46	夜ノ森駅	10.90	13.50
国道6号第二原発入口前	1.96	2.43	王塚集会所	7.72	12.10
猪狩スタンド前	2.02	2.90	諏訪神社前	5.69	8.76
なべや駐車場前	1.71	1.90	上本町消防屯所	4.00	7.69
大東銀行富岡支店前	4.63	5.98	上本町集会所	4.17	5.59
富岡漁港	1.27	1.32	リベラルヒルズ入口	3.16	5.15
サンライズイン富岡前	1.72	2.90	赤木集会所	2.59	3.55
福島富岡簡易裁判所前	3.18	5.14	上郡山集会所	2.87	3.43
ヨークベニマル富岡店前	3.80	5.70	太田集会所	1.64	2.45
今村病院前	6.48	11.00	原下消防屯所	1.44	2.16
福島銀行富岡支店前	3.74	6.40	富岡駅	0.62	0.49
龍台寺前	3.96	5.93	清水消防屯所	2.13	4.16
清水団地前	3.22	4.18	役場	2.91	4.62
猪狩電気通信工業前	3.78	5.56	浄化センター	0.97	0.91
上郡消防屯所	3.33	4.46	毛萱集会場	0.76	1.07
岩井戸鉱泉	1.90	2.54	富岡保育所	2.83	3.27
富岡工業団地	2.85	3.87	中央児童館	3.44	5.18
成沢の滝入口	2.50	2.04	栄町駐車場	2.54	3.75
沼名子橋	3.91	6.09	岩井戸消防屯所	1.96	3.05



川内村からのお知らせ

村の復興に向けた「帰村宣言」(村長からのメッセージ)

2月3日HP更新

戻れる人から戻りましょう！
村の復興に向けた「帰村宣言」

川内村長 遠藤雄幸

昨年3月16日に原発事故により村民の皆様には「避難指示」を発しました。これまでの避難生活、大変お疲れ様です。その後、「緊急時避難準備区域解除」に伴う復旧計画を策定し、これに基づき村再生のために昨年10月に開催した村民説明会や先月、開催した村民懇談会で、新年度からの役場機能や学校の再開、さらに皆様には「戻れる人から戻りましょう」の方針のもと、村復興のための行程表をお示いたしました。そしてその第一歩として、去る1月31日に西山東二議会議長と高野恒大行政区長会長と共に、佐藤福島県知事に報告するとともに、県庁で記者会見し、村民の皆様にあらためて「帰村宣言」を行いました。

私からの「帰村宣言」の全文は次のとおりです。

1. 帰村宣言に至るまでの経過

川内村全域が第一原子力発電所から30kmの範囲にあり、その事故によって昨年3月16日に村議会や行政区長会と協議をして、私による「全村避難」を指示しました。そして4月22日には屋内退避区域から20km圏内が警戒区域に、また30km圏内が緊急時避難準備区域に設定されました。

その後、福島第一原子力発電所の事故収束に向けた取り組みの中で、水素爆発の危険性や原子炉の冷却ができなくなる可能性は低くなったとして、また放射線量が比較的良かったことから緊急時避難準備区域が9月30日に解除されました。

その前段として住民の帰村や行政の再開などを網羅した復旧計画を策定し、帰村するために除染の実施や雇用の場を確保することなど、さまざまな角度から諸準備を進めてきました。

特に、1月14日から19日まで村内4か所を含む仮設住宅集会所など10か所で、村民皆様が、容易に帰村できるよう、また障害となっているものを払拭するため「帰村に向けた村民懇談会」を開催し「戻れる人は戻る。心配な人はもう少し様子を見てから戻る。」の方針のもと意見を交換してまいりました。

その結果、村民皆様からは4月1日からの行政機能や保育園、小中学校及び診療所の再開、商店や生活バス路線などライフラインの確保、そして村民の帰村など一定の理解を得られたものと考えております。

また先般、議会や行政区長会にもその内容を報告しましたが、帰村の時期について慎重な意見もありました。しかしながら行政機能の再構築を最優先課題と位置づけ、今後、復興再生に向け全力で取り組んでいく覚悟です。

帰村後も福島県からのご支援とご協力を賜るため、只今、佐藤知事にもご報告いたしました。

マスメディアの皆さんを通して県内や全国26都道府県に避難している村民の皆様へ帰村を促すため「帰村宣言」をするものです。

2. 村民の皆様へのメッセージ

「避難生活を余儀なくされている村民の皆様、ふる里、川内村を離れ慣れない地で辛い新年を迎えられたことと思います。

2012年は復興元年と考えております。スタートしなければゴールもありません。お世話になってきた多くの方々への感謝の気持ちを忘れることなく試練を乗り越えていく覚悟です。

共に凛としてたおやかで安全な村を作って参りましょう。」

以上です。

● 帰村宣言に至るまでの経過と今後の行程

1月14日～19日	村民懇談会の開催
1月27日	議会全員協議会、行政区長会との協議
1月30日	職員会議で周知徹底(各係で帰村準備の徹底)
1月31日	福島県知事に報告(協力依頼)
1月31日	帰村宣言
2月 1日(順次)	村民の帰村開始
2月 3日 発送	かわら版で帰村宣言の周知、意向調査の実施
2月下旬～3月上旬	座談会の開催(日程は別途、お知らせします。)
3月 6日～	3月議会定例会
3月24日、25日	行政機能の引っ越し
4月 1日	行政機能および学校などの再開
4月上旬	村民帰還の確認と住民懇談会の開催 (行政区ごとに村の集会所で開催予定)



いわき市からのお知らせ

東日本大震災にかかる相談窓口について

2月2日HP更新

【開設時間:午前9時～午後5時】平日のみ(土・日曜日、祝日は除く)

区分	業務内容	相談窓口	担当課	問い合わせ先
1	り災・被災証明の申請受け付けに関する事	市文化センター、各支所	危機管理課	25-0503
2	見舞金・災害弔慰金・市被災救助費・被災者生活再建支援制度に関する事	市文化センター、各地区保健福祉センター	保健福祉課	21-4140 21-4142 22-7612
3	損壊家屋等の解体撤去に関する事	市文化センター、各支所	環境整備課	22-7440
4	市県民税・固定資産税・都市計画税・国民健康保険税の減免申請に関する事	市役所本庁舎(市民税課・資産税課・国保年金課内)、各税務事務所・支所	市民税課	(市県民税) 22-7426・7427
			資産税課	(固定資産税・都市計画税) 22-7430～7434
			国保年金課	(国民健康保険税)22-7429
5	被災商工業者への融資・補助制度の相談、空き工場・店舗の情報提供、首都圏を中心とした販路開拓の支援、事業再建に向けた専門家相談(一部実施日のみ)に関する事	市文化センター	商工労政課	21-4115 24-4380 22-7476
			産業・港湾振興課	22-1126 22-1142
6	住宅の応急修理に関する事	市文化センター、各支所	建築指導課	21-4108 21-4109 22-7516
7	農林水産業に係る天災融資制度、市農業災害対策制度の相談に関する事	市役所本庁舎(農政水産課内)	農政水産課	22-7470
8	小中学校の転入・転出等の相談に関する事	市役所東分庁舎(学校教育課内)	学校教育課	22-1123 22-7542
9	市災害対策本部(その他)に関する事	電話相談のみ	危機管理課	25-0500



福島市からのお知らせ

**ホールボディーカウンターでの内部被ばく検査進む
94人全員、今後50年で1ミリシーベルト未満**

広報ふくしま2月1日号より

体内に存在する放射性物質を測定し、内部被ばくを検査できる機器がホールボディーカウンターです。市では、昨年11月から、大波、渡利地区の※0～3歳児の保護者と妊娠中の方を対象に内部被ばく検査を実施しています。

12月16日までに検査を受けた94人の検査結果は、預託実効線量(下記参照)1ミリシーベルト未満でした。市健康管理検討委員会で検討した結果、「健康に影響が心配される数値ではありません」と判断しました。

2月末からは、市が独自に導入する車載型のホールボディーカウンターなどで4歳以上の子どもを対象に検査を開始する予定です。対象地区の方には、順次個別に通知します。

※4歳児未満の児童は測定できないため、生活を共にする保護者を代わりに測定します。

● 預託実効線量とは？

体の中に取り込まれた放射性物質は、物理学的半減期や、生物学的半減期(尿や便などにより体外に排泄されること)により体内から減少していきます。

これらの半減期は放射性物質の種類や年齢によって異なります。そのため実際に測定された放射性物質の種類と量から、摂取した日にさかのぼってその量を推算し、その値から一生の間に被ばくすると考えられる放射線の積算総量を計算したのが「預託実効線量」です。「一生」は、子どもは70歳まで、大人は摂取後50年間として計算します。

問い合わせ

放射線健康管理室 TEL: 024-525-7681



郡山市からのお知らせ

郡山市ふるさと再生除染計画(初版)

広報こおりやま2月号より

市では、昨年4月から、子どもたちの健康を第一に考え、学校や保育所、公園、通学路など、市民の皆さんとともに生活圏の除染に取り組んでいます。今後さらに、原発事故前の郡山を取り戻し、皆さんが安心して暮らすことができるように、除染に取り組む必要があることから、「除染計画」を策定しました。

市では、この計画を基に、「ふるさと郡山」の再生と復興に向けて、市民の皆さんと力を合わせて除染を推進していきます。

● 除染取り組み状況(1月15日現在)

- ▶小・中学校、保育所、幼稚園等の表土除去
 - 小・中学校(公立) 87校
 - 保育所(公立) 24施設
 - 幼稚園(私立) 27施設
 - その他民間認可保育所等 45施設
 - 合計 183施設

※比較的線量が低い湖南地区を除く全ての公立小・中学校、保育所、幼稚園の表土除去を実施

※1月15日現在、全ての公立小・中学校、保育所、幼稚園の空間線量は $0.5\mu\text{Sv}$ を下回っています。

- ▶スポーツ施設の表土除去
 - 開成山野球場、開成山陸上競技場補助競技場、開成山南自由広場、スポーツ広場2カ所
- ▶公園等の表土除去
 - 265の公園等で除染実施 ※3月末までに完了予定
- ▶線量低減化活動支援事業
 - 補助金申請 421団体
 - うち除染実施 416団体

問い合わせ

原子力災害対策直轄室 TEL: 024-924-4731



本宮市からのお知らせ

市内における汚染砕石の使用状況について

広報もとみや号外2月1日発行より

市では、浪江町の採石場の砕石がコンクリートの原料に使われた問題で、市内の使用状況について調査しています。

現在までの調査の結果、昨年3月中旬以降に着工・竣工した公共工事4件に使用が確認されましたが、周辺放射線量と比較しほぼ同じレベルで問題となる線量ではありませんでした。

また、県の五百川護岸ブロック工事に汚染砕石を原料としたコンクリートが使用された件では、県の調査で、工事箇所の上表面の放射線量は1.01から1.25マイクロシーベルトを測定し、周辺の線量は0.43マイクロシーベルト、地上1mでは周辺放射線量とほぼ同程度でした。

県では、今後対策を検討するとしていますが、市では、早急に十分な対応を行うよう要請しました。

なお、民間工事などで同様の影響と思われる箇所がありましたら情報提供をお願いいたします。

問い合わせ

建設課 TEL: 0243-33-1111(内線141)

ホールボディカウンター 市の検査状況を発表

広報もとみや号外2月1日発行より

第1回福島ホールボディカウンター学術会議が1月25日、26日に福島県立医科大学で開催され、現在の諸問題点や精度管理のあり方から、適正なホールボディカウンターの利用などについて協議が行われました。

また、「本宮市におけるホールボディカウンター検査の現状」と題して市の担当者が、事業内容などについて発表し、検査について市民の皆さんの安全安心を確保できるよう県立医大に協力をお願いしました。

[検査実施状況] (1月26日現在)

▼検査済み人数

4歳以上の未就学児	841人
保護者	774人
妊婦	80人
計	1,695人

▼検査の結果

預託実効線量が1ミリシーベルトを超えた方はなく、全ての方が1ミリシーベルト未満という結果でした。

※預託実効線量とは？……16ページ参照

問い合わせ

保健課(えぼか内)健康増進係

TEL: 0243-63-2780

**西白河郡西郷村からのお知らせ****“村民の声”文部科学大臣へ**

広報にしごう2月号より

昨年末より皆様にご協力いただきました、原発事故賠償対象区域拡大要望署名結果についてお知らせします。

昨年12月6日、国の原子力損害賠償紛争審査会で示された東京電力福島第一原子力発電所事故の賠償対象区域から県南、会津、南会津地方が外されたことに伴い、県南の市町村では区域拡大を要望する署名活動を行っていましたが、西郷村では1月18日までに下記の署名が集まりました。

この署名簿は1月19日、福島県庁で西郷村長が平野博文文部科学大臣に手渡し、区域の拡大を強く要望しました。

ご協力をいただきました住民、行政区長会の皆様には感謝いたしますとともに、今後も国や東京電力に要望を続けていきますので、ご支援をお願いいたします。

署名結果について

西郷村

署名人数 11,356人

署名率 72.7%

白河市、西白河郡、東白川郡合計

署名人数 123,118人

署名率 85.0%



福島県からのお知らせ

福島県借上げ住宅に入居している皆さまへ

[福島県借上げ住宅契約切り替えについて]

2月2日双葉町HP掲載

福島県内の借上げ住宅の契約期間の終了時期は、平成26年3月31日までとなりました。契約期間満了前に退去される場合は、以下の届出を各市町村あて提出してください。

入居後1年目の**使用期間延長申請書の提出が不要**になりました。ただし、貸主の都合などにより契約継続を断られる場合があります。※1

退去する場合は、**必ず1カ月以上前までに使用終了届**を提出してください。※2

※1…本制度は貸主の方の協力(物件の貸与)によって成り立っている制度です。

貸主の中には何らかの都合で契約の継続を希望しない意見があり、継続できない場合は退去(住み替え)していただく必要があります。

(該当される方には別途連絡いたします。)

なお、県および市町村では仮設住宅、公営住宅および他の借上げ住宅などへの入居の支援を行います。

※2…届出はできるだけ早期に提出してください。

(届出書の用紙は福島県ホームページからダウンロードできます。)

※福島県借上げ住宅制度は災害救助法に基づき行われている救助の一種です。

福島県外で借上げ住宅制度をご利用の方は、
現在お住まいの自治体へお問い合わせください。

警戒区域内にある自動車に対する賠償の開始について

2月7日大熊町HP掲載

東京電力では、「財産価値の喪失または減少等」に対する賠償のうち、警戒区域内にある自動車の一部に対する賠償を開始します。

なお、今回対象としていない自動車、および土地、建物、家財等その他の財物に関しては、準備が整い次第、順次案内されます。

※今回対象とならない車種および既に警戒区域外に持ち出された自動車の取り扱いについては、別途案内があります。

■ 賠償の対象となる自動車

現在も警戒区域内にある自動車(二輪・特殊自動車を除く)のうち、以下のいずれかに該当するものが今回の賠償対象となります。

- (1) 原発事故に伴う警戒区域の設定により、管理不能となったため故障した自動車
- (2) 原発事故に伴う放射線量が基準値を超えたことによって、警戒区域外への持ち出しができない自動車
- (3) 警戒区域内にあり、再使用または譲渡する意思がないため、原発事故に伴う国土交通省の特例措置により、永久抹消登録済みである自動車

- ※ 地震あるいは津波による損害は除きます。
- ※ (1)または(2)に該当する自動車についても、あらかじめ国土交通省の特例措置による永久抹消登録が必要となります。

対象となる車両の種類 : 今回の賠償対象

普通自動車	2,000cc超自動車	普通乗用車 バス トラック 等
小型自動車	2,000cc以下自動車 250cc超二輪車	小型乗用車 二輪自動車
軽自動車	660cc以下自動車 250cc以下二輪車	軽乗用車 軽二輪自動車
特殊自動車		建設重機、農業機械 等
原動機付自転車		スクーター
軽車両		自転車

■ 賠償の基準

車両の本体価格については、車両価格の鑑定ノウハウを有する第三者機関が、請求書類および必要な証明書類に記載されている車両情報をもとに、平成23年3月11日時点の中古車市場において同種同等の自動車を取得する場合の費用を算定します。

なお、現状では汚染された車両の廃棄に関する取り扱いが明確になっていないことから、賠償後も所有権を移転せず、引き続き警戒区域内にて保有することになります。

■ 請求書類等の発送

被災された住所が警戒区域内であり、かつこれまでに東京電力に賠償の請求をしている方については、登録している住所に、2月7日、東京電力から案内文書(ダイレクトメール)を発送します。

問い合わせ

東京電力 福島原子力補償相談室(コールセンター)

TEL: 0120-926-404 受付時間: 午前9時~午後9時

避難生活に関する支援等の説明会の開催

現在、三条市に避難されている皆さん一人ひとりを全力で応援しているところですが、平成24年度も引き続き応援するため、避難生活に関する支援等の説明会を次のとおり開催いたします。

どの会場でもかまいませんが、必ずご家族のどなたかお一人が都合をつけて出席してください。

■ 対 象

三条市の住宅制度で、公営住宅・雇用促進住宅・民間提供物件・民間アパートに避難生活されている方

※新潟県借上げ住宅制度で民間アパートに避難生活している方は対象外です。

■ 会場・日時

開催日	時 間	会 場
2月16日(木)	10:00～	雇用促進住宅 1号棟 集会室 〔住所:月岡6176-2〕
	14:00～	体育文化センター 2階 第1会議室 〔住所:荒町2丁目1-8〕
2月17日(金)	10:00～	農業体験交流センター 1階 研修兼視聴覚室 (サンファーム三条) 〔住所:西大崎1丁目6-76〕
	14:00～	総合福祉センター 1階 第1会議室
	19:00～	〔住所:東本成寺2-1〕

■ 内 容

- (1) 光熱水費および共益費の負担について
- (2) 各種住まい継続の確認について
- (3) 民間アパート賃貸借契約の変更手続きについて
- (4) その他

問い合わせ

福祉保健部 福祉課 生活支援係
TEL: 0256-34-5511 (内線 289-290)

冬の運動不足に注意しましょう！！

～ 生活機能低下を防ごう ～

寒い冬は外出がつい面倒になり運動不足になりがちです。身体を動かす機会がないと、骨や筋肉が衰えてしまいます。骨や筋肉が衰えると「立つ」「歩く」などの動作が困難になり、要介護や寝たきりのリスクが高くなります。

また、「動かない」状態が続くことにより、心身の機能が低下して「動けなくなる」**生活不活発病**の危険があります。

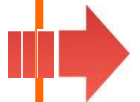
ちょっとした運動をしたり、地域の集会所などに出かけてみてはいかがでしょうか。



「生活不活発病」にならないために

- ・毎日の生活の中で、少しでも自分で動くことを心がけましょう。
- ・室内でもひざを軽く曲げる屈伸運動や片足立ちといった簡単な運動をやってみましょう。
- ・震災後だからと遠慮せず、気分転換を兼ねて、運動や趣味などを楽しみましょう。また、できるだけ外出の機会を増やしましょう。
- ・身の回りのことや家事などが少しやりづらいなと感じるようになったら、「気のせい」「仕方ない」などと思わずに、早めに身近なボランティアや保健師、病院に相談しましょう。

発見のポイント ～早く発見し、早めの対応を～
「生活不活発病チェックリスト」を利用してみましょう。



「交流ルームひばり」からのお知らせ

新潟NPO協会から創刊された情報誌「FLIP」が、ひばりに届きました。

新潟市の避難者交流施設「ふりっぷはうす」の情報や、山形県内に避難された方への取り組みの様子なども掲載されていますので、来室の際にでもご覧いただければと思います。

●新潟市避難者交流施設「ふりっぷはうす」

住所：新潟市東区猿ヶ馬場2-2-16

電話：025-288-6006

開館時間：午前10時～午後4時 休館日：水・土・祝日



問い合わせ

交流ルーム ひばり (総合福祉センター内)

TEL: 0256-33-8650

生活不活発病チェックリスト

下の①～⑥の項目について、

地震前（左側）と **現在**（右側）のあてはまる状態に印をつけてください。

地震前

現在

① 屋外を歩くこと

- 遠くへも1人で歩いていた
- 近くなら1人で歩いていた
- 誰かと一緒なら歩いていた
- ほとんど外は歩いていなかった
- 外は歩けなかった

- 遠くへも1人で歩いている
- 近くなら1人で歩いている
- 誰かと一緒なら歩いている
- ほとんど外は歩いていない
- 外は歩けない



② 自宅内を歩くこと

- 何もつかまらずに歩いていた
- 壁や家具を伝って歩いていた
- 誰かと一緒なら歩いていた
- 這うなどして動いていた
- 自力では動き回れなかった

- 何もつかまらずに歩いている
- 壁や家具を伝って歩いている
- 誰かと一緒なら歩いている
- 這うなどして動いている
- 自力では動き回れない



③ 身の回りの行為（入浴、洗面、トイレ、食事など）

- 外出時や旅行の時にも不自由はなかった
- 自宅内では不自由はなかった
- 不自由があるがなんとかしていた
- 時々人の手を借りていた
- ほとんど助けてもらっていた

- 外出時や旅行の時にも不自由はない
- 自宅内では不自由はない
- 不自由があるがなんとかしている
- 時々人の手を借りている
- ほとんど助けてもらっている



④ 車いすの使用

- 使用していなかった
- 時々使用していた
- いつも使用していた

- 使用していない
- 時々使用
- いつも使用

⑤ 外出の回数

- ほぼ毎日
- 週3回以上
- 週1回以上
- 月1回以上
- ほとんど外出していなかった

- ほぼ毎日
- 週3回以上
- 週1回以上
- 月1回以上
- ほとんど外出していない



⑥ 日中どのくらい体を動かしていますか

- 外でもよく動いていた
- 家の中ではよく動いていた
- 座っていることが多かった
- 時々横になっていた
- ほとんど横になっていた

- 外でもよく動いている
- 家の中ではよく動いている
- 座っていることが多い
- 時々横になっている
- ほとんど横になっている

次のことはいかがですか？

⑦ 地震の前より、歩くことが難しくなりましたか？

- 変わらない
- 難しくなった

⑧ ほかに、難しくなったことはありますか？

- ない
- ある → 和式トイレをつかう 段差（高い場所）の上り下り 床からの立ち上がり
- その他（具体的に記入を： _____)

氏名

（男・女， 才） 月 日現在

*このチェックリストで、赤色の（一番よい状態ではない）がある時は注意してください。

*特に **地震前**（左側）と比べて、**現在**（右側）が1段階でも低下している場合は、早く手を打ちましょう。

（厚生労働省）

「交流ルームひばり」からのお知らせ

『ひなまつり食卓会』



- とき 2月21日(火)
受け付け 11時30分～
会食開始 12時～
- ところ 総合福祉センター3階 会議室
- 対象 三条市内に避難している方
- 参加費 無料
- 献立 「ちらし寿司」ほか

- 募集人数 先着30名
- 受付期限 2月12日(日)
★ひばりまでお申し込みください。

■食事会の目的

- ・避難生活の中でもバランスの良い食生活を送っていただく。
- ・楽しい食事でお腹も心も満足していただく。

- 協力 三条市役所 健康づくり課
三条市食生活改善推進委員協議会



お友達、親子、皆さんお誘い合わせでご参加ください。
同じ避難者同士で新しい出逢いがあればと考えています。

問い合わせ 交流ルーム ひばり (総合福祉センター内) TEL: 0256-33-8650



農作業を手伝ってくださる方を募集しています。

高野果樹園では、三条市に避難されている方で、農作業をお手伝いいただける方を募集しています。

今週の「浜通り×さんじょうライフ」に折り込んだ求人票をご覧になり、興味を持たれた方は、求人票を持参のうえハローワーク三条までお越しください。

問い合わせ

たかの ひろあき
高野果樹園 高野弘明
三条市荻島1206-1
TEL: 090-3403-1592

★ハローワーク三条 三条市北入蔵1丁目3-10
TEL: 0256-38-5431



発行/三条市総務部政策推進課 三条市旭町二丁目3番1号
Tel 0256-34-5511